

大分市アーティストバンクに係る専用ウェブサイト「POART」登録要領

大分市が実施するアーティストバンクの専用ウェブサイト（通称「POART」。以下、「POART」という。）の登録に関し、次のとおり要領（以下「本要領」という。）を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 POARTは、本市を拠点に活動する文化・芸術団体や個人のアーティスト等の「表現者」（以下、「アーティスト」という。）と、「発表の場」（以下、スポットという。）として提供可能な施設等の情報をデータベース化（任意登録）し、双方のマッチングを図ることで、アーティストの発表の場や市民が多彩な文化・芸術に触れる機会の拡充、まちのにぎわい、活力づくりなど、文化・芸術の振興を通じた地域活性化に繋げることを目的として創設する。

（アーティスト登録対象）

第2条 アーティストの登録対象は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 本事業の趣旨に賛同し、次に掲げる表に該当する者であること。

項目	内容	ジャンル
芸術	文学、音楽、芸術、写真、演劇、舞踊等	【アマチュア部門】 ・15歳以上（中学生は除く） ※未成年者は保護者の同意が必要 ※団体については代表者の年齢で判断 【プロ・セミプロ部門】 ※未成年者は保護者の同意が必要 ※団体については代表者の年齢で判断 ・過去3年以上の活動実績があること ・活動に対し収入実績があること ※収入実績に過去3年以上の条件はない。
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術等	
伝統芸能	雅楽、能楽、歌舞伎、組踊、民謡、日舞等	
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等	
郷土文化	神楽、山車、地域のまつり等	
生活文化	茶道、華道、書道、食文化等	

(2) 大分市在住の者又は過去に大分市で活動実績があること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者でない者であること。

(スポット登録対象)

第3条 スポットの登録対象は、次の各号のいずれにも該当する事業者または管理者とする。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、大分市内にある民間施設で事業を営む者または大分市内の公共施設を管理する者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者又は管理者でない者。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規制される業種でない事業者又は管理者であること。

(登録申請)

第4条 登録を希望する者は、POARTの所定の電子フォーム又は所定の様式において登録の申請を行わなければならない。

- 2 登録にかかる費用は無料とする。
- 3 登録の申請は、随時受け付ける。

(審査)

第5条 第4条の規定により申請があった場合は、提出された資料を基に審査を行う。

第6条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を行わず、又は登録情報の全部若しくは一部を所定のウェブサイトに掲載しないものとする。

- (1) 申請内容が公序良俗に反するとき。
- (2) 登録の目的が政治活動又は宗教活動であるとき。
- (3) 申請内容が、POARTの品位を傷付ける恐れのあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、POARTに登録することが不相当であるとき。

(審査結果の通知、登録内容の変更等)

第7条 第5条の規定により審査が行われた場合、申請者に対し審査結果を通知するものとする。

2 審査結果の通知後に、登録内容に変更があった場合は、所定のウェブサイトの電子フォーム又は所定の様式において変更の申請を行わなければならない。

3 審査結果の通知後に、登録者が POART の所定の電子フォーム又は所定の様式において登録取消申請を行った場合は、登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができるものとする。

- (1) 登録者が、偽りその他不正の手段によりアーティストバンクに登録されたとき。
- (2) 登録者が第 2 条第 1 項各号又は第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 第 7 条の規定による変更に関する届出をしないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上登録抹消をする必要があるとき。
- (5) その他市長が登録を取り消すことが適当と認めるとき。

附則

この要領は令和 5 年 9 月 28 日から施行する。